

令和2年6月16日

厚木市複合施設事業者選定準備支援業務委託

技術提案に関する質疑事項及び回答

厚木市複合施設事業者選定準備支援業務委託技術提案に関する質疑事項に対して、次のとおり回答します。

No.	資料名称 ページ 項目	質問事項	回答
1	仕様書（案） P1 1 業務概要等 (1) 業務委託名称 及び履行期間 イ 履行期間 P2 3 業務内容 (2) 事業者選定準備 支援業務	履行期間が令和3年1月29日までとあり、事業者選定準備支援業務として事業者募集関係資料（案）を作成することとされていますが、当該事業選定については令和3年度（4月以降）、又は令和2年度末（3月以前）のいずれかに開始することが想定されているのでしょうか。	事業者選定の時期については、本業務の事業手法が基本設計先行型となるか一括型となるかにより異なるため、現在のところ未定です。本業務において、スケジュール等を検討します。
2	仕様書（案） P2 3 業務内容	業務内容の冒頭本文において「別途業務の厚木市複合施設運営方針検討業務委託の内容を理解し、本業務に反映すること。」とされています。一方、運営方針検討業務の委託仕様書（案）では履行期間が令和3年3月19日となっています。本業務期間は同年1月29日までである為、運営方針検討業務が継続中、成果品をまとめることとなりますが、運営方針検討業務の中間的な成果を頂き、本業務に反映するとの考えでよろしいのでしょうか。	設計者選定準備に係る内容については、本業務の履行期間内にとりまとめます。
3	仕様書（案） P2 3 業務内容 (1) 事業者選定手法等の検討業務 ア サウンディ	「事業者（維持管理事業者を含む。）」とありますが、維持管理の対象範囲は複合施設内、あるいは、複合施設敷地内が対象か、または複合施設敷地外の複合施設関連機能も対象になることがあ	御質問のとおり、周辺施設を含めた包括管理委託についても検討対象とします。

	ング型市場調査の実施	るのでしょうか。(例：駐車場の維持管理等)	
4	仕様書（案） P2 3 業務内容 (1) 事業者選定手法等の検討業務 イ 事業者選定手法の検討	本業務期間は令和3年1月末までですが、事業手法の決定は、本業務の成果も踏まえた上で、令和3年厚木市議会第1回会議（2月定例会議）において行われるとの想定でよろしいでしょうか。	事業手法の決定について（基本設計先行型とするか一括型とするか）は、本業務を踏まえ、庁内で検討してまいります。
5	仕様書（案） P2 3 業務内容 (1) 事業者選定手法等の検討業務 ウ 維持管理方式の検討	現在貴市にて検討されているDB（設計・施工）+O（維持管理・運営）方式では、複合施設全体の維持管理（清掃、警備、機械設備の保守等）はOに含み発注する想定でしょうか。	維持管理については、DBとは別発注とする予定ですが、維持管理の業務範囲、発注区分については、本業務の検討範囲とします。
6	同上	「周辺施設も含めた包括管理委託」とありますがこの場合の周辺施設とは複合施設に付属するものか、敷地又は街区内における複合施設周辺施設と捉えるべきでしょうか。「周辺」の範囲についてご教示ください。	原則、厚木市複合施設等整備基本計画第6章周辺整備の考え方で示した市有施設を対象とします。厚木市複合施設等整備基本計画については、本市HPから御確認ください。 ○厚木市複合施設等整備基本計画 https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/machiit/toshi/nakatyou2-2/kihonkeikaku/d047173.html
7	同上	「周辺施設も含めた包括管理委託やエネルギーサービス事業等の導入」とありますが、周辺施設の対象をご教示ください。	
8	同上	「エネルギーサービス事業」とありますが、複合施設のみを供給の対象とするのか、街区内または、中町第2-2地区外についても供給の対象となる可能性があるかご教示ください。	厚木市複合施設等整備基本計画第6章にお示しした周辺施設のほか、地区外の施設についても検討することが考えられます。
9	仕様書（案） P2 3 業務内容 (2) 事業者選定準備支援業務 ア 設計要件の整理	街区検討業務の業務仕様、成果品、スケジュールについてご教示頂けます様お願いいたします。	中町第2-2地区周辺街区整備検討業務委託の仕様書については、別添のとおりです。成果品等については、現在履行期間中のため、必要に応じて経過等をお示しします。

10	同上	街区検討業務の概算事業費確認について、概算が提出される時期・概算の精度（超概算程度、中項目程度等）をご教示ください。また、概算範囲（概算事業費）は、本複合施設を含む街区全体の整備に関する事業費と考えてよろしいでしょうか。	別添の中町第2-2地区周辺街区整備検討業務委託の仕様書の業務内容を御確認ください。
11	実施要領 P2 第1章 6事業の枠組み (3)業務分担イメージ	国県の行政機関等については、市庁舎と同じ業務分担イメージという理解でよろしいでしょうか。	御質問のとおりです。
12	実施要領 P8 1(3)提出方法	「事務局への持参」とありますが、県外の移動自粛を踏まえ、郵送でのご提出は許可いただけますでしょうか。またその場合、到着日や時間を指定できる宅配便やバイク便等による提出は可能でしょうか。	郵送等による提出も可とします。封筒や宛名等には、「厚木市複合施設事業者選定準備支援業務委託応募書類在中」と記載してください。なお、事故等により事務局へ提出期限内に未達となった場合は、いかなる理由があっても本市が責任を負うことはありません。 ※参加表明書に関する質疑の際に質問のあった項目ですが、技術提案書にも関係する内容であるため、再掲しています。
13	実施要領 P9 第3章 2技術提案書の提出 (5)提出部数	技術提案書の副本の表紙(第3号様式)について、「提案者の商号又は名称、所在地、代表者名等を記載しないこと」とのことですが、担当者の所属、氏名、電話、FAX、E-mailは「記載する」又は「記載しない」のどちらでしょうか。	副本については、いずれも「記載しない」でください。そのほか、副本に記載する配置技術者の情報(会社名、氏名等)は、空欄又は塗消しで提出してください。
14	同上	技術提案書の提出体裁は、正副とも左上ホチキス止め1箇所でもよろしいでしょうか。	提出の体裁(技術提案書の綴じ方)については、特に指定はありませんが、御質問の方法で差し支えありません。
15	実施要領 P11 第3章 3プレゼンテーション及びヒア	参加表明に関する質疑事項及び回答 No.5『技術提案書の業務体制に再委託先を予め示して提出することは差し支えありません。』について、配置技術者とし	業務体制に再委託先を予め示して提出した場合、その配置技術者がプレゼンテーション及びヒアリングに出席することは差し支えありません。

	リング (2)プレゼンテーションは、(中略)してください	て配置技術者経歴書(第4号)を提出するとともにプレゼンテーション及びヒアリングの出席者としてよろしいでしょうか。	
--	---------------------------------	--	--

(参考) 参加表明に関する質疑事項及び回答 (再掲)

No.	資料名称 ページ 項目	質問事項	回答
1	仕様書(案) P3 3(2)事業者選定準備支援業務	冒頭の本文に発注方式に関して「一括型DB+O方式を選定することにより、本業務とは別に必要な業務が発生した場合は、別途業務委託を発注するものとする。」と記載がありますが、別途発注分は随意に追加契約を行って頂けるものとの理解でよろしいでしょうか。	別途業務委託を発注する場合の契約方法については、現段階では決定していません。
2	同上	選定準備支援業務は「エ公募資料(案)の作成」までとなっておりますが、以降、公募手続き(質疑応答、評価準備他)や、その後の設計・工事段階において技術支援業務等を発注する予定がありますでしょうか。その場合、随意契約をお考えでしょうか。	本業務以降の公募手続等支援業務委託の発注については、未定です。
3	実施要領 P3 第2章1(1)ケ	「～コンストラクションマネージャーとして、～受託した実績～」とありますが、応募者がCM業務として受託した実績、又は応募者に所属する技術者がCMrとして受託した実績(応募者の実績ではない場合を含む。)のいずれを意味しているのでしょうか。	応募者の実績を指します。配置技術者の実績については、技術提案書とともに提出していただく配置技術者経歴書(第4号様式)に記載していただきます。

4	<p>実施要領 P4 第2章1(2)ア</p>	<p>「～本業務の一部を再委託することができる～」とありますが、本業務の一部の専門的な分野を再委託することを前提として応募する場合、当該再委託先の担当者を技術提案書における業務体制に加えてもよいでしょうか。</p>	<p>技術提案書の業務体制に再委託先を予め示して提出することは差し支えありません。</p>
5	<p>実施要領 P8 1(3)提出方法</p>	<p>「事務局への持参」とありますが、県外の移動自粛を踏まえ、郵送でのご提出は許可いただけますでしょうか。またその場合、到着日や時間を指定できる宅配便やバイク便等による提出は可能でしょうか。</p>	<p>郵送等による提出も可とします。封筒や宛名等には、「厚木市複合施設事業者選定準備支援業務委託応募書類在中」と記載してください。なお、事故等により事務局へ提出期限内に未達となった場合は、いかなる理由があっても本市が責任を負うことはありません。また、技術提案書の質疑事項及び回答の際にも同様の回答を掲載する予定です。</p>

担 当

〒243-8511

神奈川県厚木市中町三丁目17番17号(第二庁舎14階)

厚木市 都市整備部 市街地整備課

電話番号：(046)225-2470 (直通)

F A X 番号：(046)224-4802

メールアドレス：5000@city.atsugi.kanagawa.jp